

地方債協議制度の見直しの概要（案）
（地方財政法の改正案骨子）

地方債協議制度については、地方公共団体の自主性・自立性を高める観点から一部見直しを行うこととし、財政状況が良好な団体が民間資金債を発行しようとする場合は、原則として、協議を不要とし、事前届出とする。

1. 協議不要の団体

(1) 民間資金債の発行等が協議不要の団体

- 実質公債費比率が政令で定める数値未満の地方公共団体（実質赤字額、連結実質赤字比率、将来負担比率が政令で定める額・数値を超えるものを除く。）であって、
- 当該年度の地方債発行予定額（協議額、届出額、許可額の合計額）が政令で定める額を超えない団体。

(2) 事前届出

上記(1)の協議不要の団体であって、協議をしない団体は、事前届出。

2. 地方財政計画、地方債計画

(1) 地方財政計画

届出された地方債のうち協議を受けたならば同意をすると認められるものは、その元利償還金を地方財政計画に算入。

(2) 地方債計画

届出される地方債のうち協議を受けたならば同意をすると認められるものの予定額を地方債計画に計上。

3. 地方債協議制度の抜本的な見直し

施行後3年の状況を勘案し、地方債協議制度の抜本的な見直しを行い、必要な措置を講ずる。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（仮称）の概要

平成23年2月
内閣府地域主権戦略室

1. 改正内容

地域主権戦略大綱(H22.6.22 閣議決定)を踏まえ、関係法律の整備(191法律(*))を行う。

① 基礎自治体への権限移譲(48法律) (都道府県の権限の市町村への移譲)

【例】

- ・未熟児の訪問指導
(保健所設置市まで→市町村まで)
- ・三大都市圏等の用途地域、市町村道(4車線以上)や公園・緑地(10ha以上)等に係る都市計画決定
(都道府県→市町村)
- ・家庭用品販売業者への立入検査
(都道府県→市)
- ・騒音、振動、悪臭に係る規制地域の指定
(特例市まで→市まで)
- ・理・美容所などの衛生措置基準の設定
(都道府県→保健所設置市)

② 義務付け・枠付けの見直しと 条例制定権の拡大(163法律)

【例】

- (1)施設・公物設置管理の基準
 - ・公立高等学校の収容定員の基準の廃止
 - ・公園等のバリアフリー化構造基準の条例委任
 - (2)協議、同意、許可・認可・承認
 - ・地方債の発行に係る総務大臣・知事協議の一部見直し
 - ・福祉事務所設置の知事同意協議の同意を廃止
 - ・計量法の立入検査に係る県・市町村の協議を廃止
 - (3)計画等の策定及びその手続
 - ・構造改革特別区域計画の内容の例示化等
 - ・山村振興計画の策定義務の廃止
- 自治体の国等への寄附に係る関与の廃止等

(*) ①・②の重複20法律(調整中)

2. 施行期日

- ①直ちに施行できるもの → 公布の日
- ②政省令等の整備が必要なもの → 公布の日から起算して3月を経過した日
- ③地方自治体の条例や体制整備が必要なもの → 平成24年4月1日(一部は平成25年4月1日) 等